

障 発 0 8 0 1 第 5 号  
平 成 2 9 年 8 月 1 日  
一部改正 障 発 0 5 0 7 第 4 号  
令 和 元 年 5 月 7 日  
一部改正 障 発 0 6 1 1 第 3 号  
令 和 元 年 6 月 1 1 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について  
(運営要領)

長期入院している精神障害者の地域移行の推進については、障害福祉サービス等利用ニーズの増大と高齢化という背景がある中、これまでは精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用があまり想定されなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等においても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。

このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行えるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修について、今般、「地域生活支援事業等の実施について(障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下「実施要綱」という。)において、都道府県地域生活支援事業の「任意事業」に

における「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業」として新たに位置付けられたところである。

この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については下記のとおりとするので、御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

## 記

### 1. 目的

精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行えるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施することとする。

### 2. 実施主体

研修の実施主体は、都道府県、指定都市(以下「都道府県等」という。)又は都道府県知事若しくは指定都市市長(以下「都道府県知事等」という。)の指定した研修事業者(以下「指定研修事業者」という。)とする。

### 3. 研修対象者等

#### (1) 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、現に精神障害者支援の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者とする。

#### 【対象者（例）】

(障害分野)

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者

(介護分野)

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員

- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者  
(その他)
- 救護施設（生活保護施設）の職員

#### (2) 研修内容等

標準的なカリキュラムは別紙1又は別紙2のとおりとし、この内容と同等以上の研修内容とする。また、別紙3については、標準的なカリキュラムの別紙1又は別紙2に追加して行うことが望ましい。

なお、受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や必要な科目の追加、時間割変更を行っても差し支えないものとする。

#### (3) 研修講師

研修講師は、精神障害者の特性や支援技術に関する知識を有する者で、研修を教授するのに適当な者とする。

#### 4. 研修テキスト

研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。標準的なカリキュラムの例は、次のとおりである。

- (1) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト（公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「日本精神保健福祉士協会」という。）作成。日本精神保健福祉士協会のホームページで公開。）
- (2) 精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び実践基礎研修（一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本介護支援専門員協会」という。）作成。日本介護支援専門員協会のホームページで公開。）

#### 5. 修了証書の交付

- (1) 都道府県知事等は、研修修了者に対して、別紙4の様式により修了証書を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して、別紙5の様式により修了証書を交付するものとする。

#### 6. 修了者名簿の管理

- (1) 都道府県知事等は、都道府県等が実施した研修の修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県等の責任において一元的に管理するものとする。

- (2) 指定研修事業者は研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事等に提出するものとする。

## 7. 事業報告書の提出

事業の実施状況等について、都道府県等が実施する研修事業については、「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について（厚生労働省発障 0825 第 1 号）厚生労働事務次官通知」（以下「交付要綱」という。）に定める様式による事業報告書を提出すること。

また、都道府県知事等は、指定研修事業者については、別紙 6 に定める様式による事業報告書を徴するものとする。

なお、都道府県知事等は、事業の実施状況等について、別紙 7 に定める事業報告書（総括表）にまとめ、実施年度の翌年度の 4 月 10 日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に送付すること。

## 8. 実施上の留意点

- (1) 研修の修了期間については、原則として 1 月以内に修了することとする。  
ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2 月の範囲内で修了するものとして差し支えない。
- (2) 研修時間帯、曜日については、各都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。
- (3) 事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。
- (4) その他
- ア 人権の尊重  
受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。
  - イ 障害のある受講者への配慮  
障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

## 9. 研修参加費用

研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

また、指定研修事業者が実施する研修の場合は、受講料を含め、受講に係

る費用について、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

## 10. 研修事業者の指定

都道府県知事等による研修事業者の指定は、都道府県等の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事等が行う。

### (1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

### (2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本通知に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別紙1又は別紙2に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 研修講師について、精神障害の特性や支援技術に関する知識を有する者で、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

### (3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修の出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

11. 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本研修事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事等に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ 研修内容及びカリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ その他指定に関し必要があると認める事項

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

12. 費用の補助

国は、都道府県等が研修を実施する場合に限り、都道府県等に対し、本事業に要する経費について、交付要綱に定めるところにより補助するものとする。

(別紙1)

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラム

※ 1. 5日(1日半)研修(540分)

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法(統合失調症・気分障害)
3 演習A(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方(老齡期・依存症・発達障害)
6 演習B(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C(グループワーク)	60分	○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

(講義内容については、以下を参照)

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/20160331-01.html>

\* 公益社団法人日本精神保健福祉士協会(以下「日本精神保健福祉士協会」という。)が、平成27年度障害者総合福祉推進事業において「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成しており、成果物は日本精神保健福祉士協会のホームページで公開している。

(別紙2)

精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等に対する講義・演習及び実践基礎研修カリキュラム

※ 1. 5日(1日半)研修(480分)

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習(グループワーク)	30分	○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的事例の理解
6 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習(事例検討)	90分	○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

(講義内容については、以下を参照)

[http://www.jcma.or.jp/news/association/30\\_27.html](http://www.jcma.or.jp/news/association/30_27.html)

\* 一般社団法人日本介護支援専門員協会(以下「日本介護支援専門員協会」という。)が、平成30年度障害者総合福祉推進事業において「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成しており、成果物は日本介護支援専門員協会のホームページで公開している。

(別紙3)

追加科目

標準的なカリキュラムの別紙1又は別紙2に追加して行うことが望ましい。

※ 実践実習 (210分)

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1 実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2 演習(グループワーク)	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

(講義内容については、以下を参照)

[http://www.jcma.or.jp/news/association/30\\_27.html](http://www.jcma.or.jp/news/association/30_27.html)

\* 一般社団法人日本介護支援専門員協会(以下、「日本介護支援専門員協会」という。)が、平成30年度障害者総合福祉推進事業において「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成しており、成果物は日本介護支援専門員協会のホームページで公開しています。

(別紙4)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ  
研修を修了したことを証します。

令和 年 月 日

〇〇〇知事・〇〇〇指定都市市長

〇〇 〇〇

(別紙5)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事・  
〇〇〇指定都市市長の指定を受けて行う精神障害者支援の障害特性と支援技法  
を学ぶ研修を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 〇〇 〇〇

(別紙6)

事業報告書

指定事業所名

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	修了者数	備考
〇〇〇〇				名	名	
△△△△				名	名	
実施分合計				名	名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修（〇〇会場）」等と記入すること。

※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施又は補助実施の区別を記入するとともに、委託（補助）実施の場合には、委託（補助）先の名称を記入すること。

※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

(別紙7)

事業報告書 (総括表)

都道府県名・指定都市名

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	修了者数	備考
都道府県・指定都市実施分						
〇〇〇〇				名	名	
△△△△				名	名	
都道府県・ 指定都市 実施分合計				名	名	
指定事業者実施分						
〇〇〇〇				名	名	
△△△△				名	名	
指定事業者 実施分合計				名	名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修 (〇〇会場)」等と記入すること。

※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施又は補助実施の区別を記入するとともに、委託(補助)実施の場合には、委託(補助)先の名称を記入すること。

また、指定事業者実施の場合は、法人名、施設名等を漏れなく記入すること。

※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。